事監契第 220318001 号
技　積第 220318001 号
令和 4 年 3 月 18 日
改正 令 5. 2. 2 建企契第 230201001 号・建企積第 230201003 号
令 6. 3.27 建企契第 240326010 号・建企積第 240326001 号
令 6. 4.22 建企契第 240422001 号・設　積第 240422001 号
令 7. 1.20 建企契第 250117002 号・設　積第 250117001 号

本社内関係各長 殿
各地方機関の長 殿

事業監理部長
技術企画部長
（公印省略）

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第 25 条の基準及びその取扱いについて（通達）

工事及び役務（以下「工事等」という。）の請負契約についての独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。）第 25 条に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準及びその取扱いを下記のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

記

1　契約事務規程第 25 条の基準及び運用

予定価格が契約事務規程第 24 条に規定する別に定める額を超える工事等の請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の契約事務規程第 25 条に規定する基準及びその運用は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負契約の場合

その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当役（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成 15 年 10 月機構規程第 69 号。以下「会計規程」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する契約

担当役をいう。以下同じ。）が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とし、割合の算定は次のとおりとする。

ア　予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし､10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

(ｱ)　直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(ｲ)　共通仮設費（工場製作の場合は間接労務費）の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ｳ)　現場管理費（工場製作の場合は工場管理費）の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ｴ)　一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

イ　特別なものについては、アの算定方法にかかわらず、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で定める割合とする。

ウ　役務を含む工事を発注する場合は、個別に算出後合算するものとする。

(2) 役務の請負契約の場合

その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.1まで、測量（測量、土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）及び補償関係コンサルタント業務（土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）に係る契約については、契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、土木関係建設コンサルタント業務（環境調査に限る）及び地質調査業務に係る契約については、契約ごとに3分の2から10分の8.5まで の範囲内で契約担当役が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とし、その割合の算定は次のとおりとする。

ア　次に掲げる表の業種区分の業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量（測量、土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る)、建築関係建設コンサルタント業務（機械設計調査（実施設計）に限る)、土木関係建設コンサルタント業務（環境調査、機械設計調査（実施設計）に限る)、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）以外に係る契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とし、測量（測量、土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）及び補償関係コンサルタント業務（土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）に係る契約については、10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とし、土木関係建設コンサルタント業務（環境調査に限る。）及び地質調査業務に係る契約については、10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする。

<table>
<tr><th colspan="2">業種区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th></tr>
<tr><td colspan="6">測量</td></tr>
<tr><td></td><td>測量</td><td>直接測量費の額</td><td>測量調査費の額</td><td rowspan="2">諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</td><td>－</td></tr>
<tr><td></td><td>土地調査測量業務</td><td>直接調査測量の額</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td></td><td>用地調査等業務</td><td rowspan="2">直接人件費の額</td><td rowspan="2">直接経費の額</td><td rowspan="2">その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>発注者支援業務（用地）</td><td>一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>付替道水路財産整理等業務</td><td>直接作業費の額</td><td>－</td><td>諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="6">建築関係建設コンサルタント業務</td></tr>
<tr><td></td><td>建築設計調査</td><td rowspan="4">直接人件費の額</td><td>特別経費の額</td><td rowspan="2">諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</td><td>技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>機械設計調査（実施設計以外の設計調査）</td><td>その他直接費の額</td><td>技術報酬の額に10分の6を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>発注者支援業務</td><td rowspan="2">直接経費の額</td><td rowspan="2">その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>建物等補償業務</td><td>一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>機械設計調査（実施設計）</td><td colspan="4">予定価格の10分の7.5</td></tr>
<tr><td colspan="6">土木関係建設コンサルタント業務</td></tr>
<tr><td></td><td>外注設計</td><td rowspan="6">直接人件費の額</td><td rowspan="4">直接経費の額</td><td rowspan="4">その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</td><td rowspan="4">一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>環境影響評価</td></tr>
<tr><td></td><td>財産整理（土木・建築）</td></tr>
<tr><td></td><td>電気設計調査（設計）</td></tr>
<tr><td></td><td>電気設計調査（調査・基本設計）</td><td rowspan="2">その他経費の額</td><td rowspan="2">諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</td><td rowspan="2">技術経費の額に10分の6を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td></td><td>電波障害調査</td></tr>
</table>

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 財産整理（電気） | | | | |
| | 機械設計調査（実施設計以外の設計調査） | | その他直接費の額 | | 技術報酬の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 |
| | 財産整理（機械） | | | | ― |
| | 環境調査（公害関係調査、測定、試験、気象観測） | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 |
| | 発注者支援業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| | 機械設計調査（実施設計） | 予定価格の 10 分の 7.5 | | | |
| 地質調査業務 | | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | | | | | |
| | 土地調査測量業務 | 直接調査測量の額 | ― | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | ― |
| | 用地調査等業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| | 発注者支援業務（用地） | | | | 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| | 付替道水路財産整理等業務 | 直接作業費の額 | ― | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | ― |

イ　特別なものについては、アの算定方法にかかわらず、10 分の 6 から 10 分の 8.1、測量（(測量、土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）及び補償関係コンサルタント業務（土地調査測量業務、付替道水路財産整理等業務に限る）に係る契約については、10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 まで、土木関係建設コンサルタント業務（環境調査に限る）及び地質調査業務に係る契約については、10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする）の範囲内で定める割合とする。

ウ　複数の業種区分を併せて発注する場合は、個別に算出後合算するものとする。

2　調査基準価格の記載

契約担当役は、事務の適正な執行を確保するため、会計規程第 40 条の予定価格を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）に、本基準に基づく具体的金額を調査基準価格として記載しておくものとする。